

指定認知症（短期利用）対応型共同生活介護事業

{指定介護予防認知症（短期利用）対応型共同生活介護事業}

重 要 事 項 説 明 書

医療法人 歓喜会

つじ れいんぼうホーム

指定認知症（短期利用）対応型共同生活介護
〔指定介護予防認知症（短期利用）対応型共同生活介護〕

重要事項説明書

医療法人歓喜会 つじ れいんぼうホーム（以下、「事業所」という）は、利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業主体概要

法人名	医療法人 歓喜会
法人所在地	〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町3番24号
代表者氏名	理事長 辻 卓司
電話番号	06-6775-3751
FAX 番号	06-6773-8747
設立年月日	平成6年12月27日
法人の理念	地域に開かれた信頼される医療・福祉サービスを提供します。 患者様・利用者様を中心とした考えに立ち、一人ひとりの尊厳を大切にします。 より良いサービス提供のため常に創意工夫し向上を目指します。
関連事業	辻外科リハビリテーション病院 介護老人保健施設 れいんぼう夕陽丘 通所リハビリテーション れいんぼう夕陽丘 通所介護事業所 辻アクティブ倶楽部 訪問介護事業所 ヘルパーステーションみどり 居宅支援事業所 辻外科ケアプランセンター 訪問看護事業所 辻外科訪問看護ステーション

2. 事業所概要

サービス種類	認知症（短期利用）対応型共同生活介護 〔介護予防認知症（短期利用）対応型共同生活介護〕
施設名称	医療法人歓喜会 つじ れいんぼうホーム
管理者氏名	米倉 浩二
開設年月日	平成28年7月1日
指定年月日	平成28年7月1日
事業所番号	2791700087
電話番号 FAX 番号	06-6776-1260 06-6776-1270
交通の便	地下鉄谷町九丁目⑤番出口から徒歩約3分 近鉄上本町駅から徒歩約5分

3. 施設の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の規定に基づく人員並びに設備運営に関する基準に従い利用者の能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とします。
運営の方針	<p>①本事業所が実施する事業は、認知症の症状によって自立した生活が困難になった方に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面でのお世話や機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。</p> <p>②事業に当っては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人保健施設や介護老人福祉施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p>

4. 設備の概要

居室の概要	居室 18室 (9室×2ユニット・全室個室) 定員 18名 個室の広さ (8.02 m ² ~ 10.14 m ²)
共有施設の概要	食堂兼談話室 (22.02 m ² ・19.72 m ²) 共有トイレ (3ヶ所×2ユニット) 浴室及び脱衣室 (4.94 m ² ・4.00 m ²) 台所 (5.47 m ² ・2.26 m ²) スタッフルーム (6.85 m ² ・4.53 m ²) 汚物処理室、リネン庫、エレベーター、洗濯室、非常階段 相談室、屋上庭園
緊急コール等 ・緊急連絡 ・安否確認	館内の共有施設 (共有トイレ、浴室等を含む) 及び、各居室には緊急コールを配置し、介護スタッフが受信し対応します。 夜間においても同様に、介護スタッフが受信し対応します。

5. 職員体制と職務内容 (主たる職員)

	常勤	非常勤	業務内容
管理者 (介護職兼務)	1名	-	事業所運営管理、職員管理、業務管理 サービス状況把握など
計画作成担当者 (介護職兼務)	1名	-	介護計画作成、連絡・調整等
介護従事者	11名	1名	日常の介護サービスの提供

職員の勤務体制 (主たる職員)

職種	勤務体制
管理者兼介護職員	月曜日～土曜日 9:00～17:30
計画作成兼介護職員	計画作成日・日勤 9:00～17:30
	早出 7:30～16:00
	遅出 11:00～19:30
	夜勤 17:00～翌9:30

6. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

① 入浴	入浴または清拭を週2回行います。
② 排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
③ 食事	食事の提供及び介助が必要な方に対しては介助を行います。 状態に応じて食事の形態に配慮します。
④ 機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、機能の低下を予防、または回復させるための訓練を日常生活を通じて実施します。
⑤ 健康管理	職員が利用者の健康管理に努めるとともに、協力医療機関の医師による定期および不定期の健康診断を行います。
⑥ 自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの防止のため、出来る限り離床するように努めます。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

以上のサービス利用料金については、介護保険から7割から9割が支給され、1割から3割が利用者の負担となります。

(2) 介護保険給付対象外の有料

① 専用居室の提供。
② 共用施設・共用設備の提供。
③ 介護保険給付対象外の日常生活に必要な施設、設備、備品の提供。

(3) 利用料金

利用料金	下記（イ）毎月、介護保険給付対象サービス額の1～3割を自己負担していただきます。
	下記（ロ）毎月、介護保険給付対象外の有料サービス費用の合計をお支払いいただきます。

イ) 介護保険給付の対象サービス額の1～3割の自己負担（1ヶ月30日計算）
 <認知症対応型共同生活介護費・介護予防認知症対応型共同生活介護費>

要介護度	基本単位	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要支援2	749	24,087円	48,175円	72,263円
要介護度1	753	24,216円	48,432円	72,649円
要介護度2	788	25,342円	50,684円	76,026円
要介護度3	812	26,113円	52,227円	78,341円
要介護度4	828	26,628円	53,256円	79,885円
要介護度5	845	27,175円	54,350円	81,525円

<短期利用認知症対応型共同生活介護費・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費> (1日計算)

要介護度	基本単位	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要支援2	777	832円	1,665円	2,498円
要介護度1	781	837円	1,674円	2,511円
要介護度2	817	875円	1,751円	2,627円
要介護度3	841	901円	1,803円	2,704円
要介護度4	858	919円	1,839円	2,759円
要介護度5	874	936円	1,873円	2,810円

地域区分別の単価(2級地 10.72円)を含んでいます。

☆初期加算(1日30単位)(ア)

- ・入居された日から起算して30日間は、初期加算されます
- ・初期加算には、要介護度による金額の違いはありません

☆科学的推進体制加算(1月40単位)(ア)

- ・入居者ごとの心身の状況等の情報を厚生労働省のデータベース(LIFE)へ提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定

☆医療連携体制加算Ⅰ-3(1日37単位)(イ)

- ・事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合に算定

☆医療連携体制加算Ⅱ(1日5単位)(イ)

- ・算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- (7) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態
- (10) 留置カテーテルを使用している状態
- (11) インスリン注射を実施している状態

☆協力医療機関連携加算Ⅰ(1月100単位)

- ・協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること

☆サービス提供体制加算Ⅰ(1日22単位)(ア)(イ)(ウ)

- ・全職員の70%以上が介護福祉士の資格を所有している場合に算定

☆看取り加算(1,2,3,4)について

看取り加算1 死亡日以前31～45日以下（1日72単位）

看取り加算2 死亡日以前4～30日以下（1日144単位）

看取り加算3 死亡日の前日、前々日（1日680単位）

看取り加算4 死亡日（1日1280単位）

下記の要件を満たしている場合に看取り加算（1,2,3,4）を算定

- ・医療連携加算を算定していること
- ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること
- ・入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の介護計画が作成されていること
- ・医師、看護師、介護職員等が共同して入居者の状態又は家族の求めに応じ随時、入居者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること

☆処遇改善加算について（所定単位数の合計×18.6%を乗じた単位数）

認知症対応型処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月18.6%）（ア）（イ）（ウ）

- ・処遇改善計画を行い、適切に報告し、職場環境等要件・キャリアパス要件（Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ）を満たしている場合に算定

☆口腔衛生管理体制加算（1月30単位）（ア）

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます

☆口腔・栄養スクリーニング加算（1回20単位）（ア）

利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、6か月につき1回を限度として加算されます

☆認知症専門ケア加算Ⅰ（1日3単位）（ア）

認知症に関する専門的な研修終了者を配置し、介護サービスを行うことを評価する加算

☆認知症チームケア推進加算Ⅱ（1月120単位）（ア）

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を評価する加算

☆高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月10単位）（ア）（イ）（ウ）

- ・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
- ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること
- ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

☆高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（1月5単位）（ア）（イ）（ウ）

- ・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること

（注）（ア）介護予防（イ）短期利用介護（ウ）短期利用介護予防

☆償還払いについて

- ・要介護認定確定前にご利用いただいた場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。ただし、要介護の認定確定後自己負担額を除く金額が介護保険機関から払い戻されます

☆負担額の変更について

- ・介護保険法の改定や介護度認定の変更により介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に応じて、利用者の負担額が変更されます

ロ) 介護保険給付対象外の有料サービス費用 (1ヶ月30日計算)

家賃 (個室)	月額90,000円 (1日当たり3,000円)
食費 (おやつ含む) 1日2,465円	月額89,100円 (30日換算) 朝 550円、昼 1,100円 夕 1,100円、おやつ 220円
水光熱費	管理費に含む
管理費	月額48,000円 (30日換算) 1日当たり1,600円 (短期利用1,800円) [内訳: 水光熱費200円、施設維持費・修繕費1,400円]
リネン代	月額4,500円 (短期利用は管理費に含む)
おむつ代 (希望者の方のみ)	ワタキューセイモア株式会社紙オムツセット 紙オムツセットA 550円 (税別) × 契約日数 紙オムツセットB 450円 (税別) × 契約日数 紙オムツセットC 350円 (税別) × 契約日数 紙オムツセットD 250円 (税別) × 契約日数 ※詳細は紙オムツセット利用申込書兼同意書参照
理美容代	実費

7. 利用料金のお支払い方法

- (1) 介護保険給付にかかる一部負担金を含む全ての利用料金は、1ヶ月毎に計算し、その請求書および明細書を毎月10日までに作成し、利用者の指定する送付先に送付いたします。
- (2) お支払いは、郵便局の自動払い込みシステムを利用するものとします。
毎月20日に振替になります。利用料金の支払いを受けたときは、利用者が指定する送付先に領収書を送付致します。

8. 協力医療機関

(1) 協力医療機関

医療機関名	医療法人 辻外科リハビリテーション病院
所在地	大阪市天王寺区生玉前町3番24号
診療科	整形外科 外科 内科
電話	06-6771-0681

(2) 協力歯科医療機関

医療機関名	まつした歯科クリニック
所在地	大阪市天王寺区生玉前町1番29号
電話	06-6771-0934

(3) 連携体制と支援体制の概要

施設名	医療法人歓喜会 老人保健施設れいんぼう夕陽丘
所在地	大阪市天王寺区生玉前町3番24号

施設名	訪問看護事業所 辻外科訪問看護ステーション
所在地	大阪市天王寺区生玉前町3番26号みどり辻ビル1F

施設名	社会福祉法人 特別養護老人ホーム四天王寺きたやま苑
所在地	大阪市天王寺区北山町9番6号

9. 入院時の対応（医療機関入院中の居室確保）

入院中は家賃及び管理費（水光熱費除く）をお支払い頂きます。入院が30日以上となる場合は原則退居となります。ただし、入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与します。

10. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

(1) 契約期間について

施設との契約期間は、原則として要介護認定期間としており、要介護認定が継続する限り契約は継続します。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。なお、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了し、利用者に退居していただくこととなります

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援1あるいは自立と判定された場合。
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由によりグループホームを閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者から退居の申し出があった場合。
- ⑥ 契約書第4条の基準に基づき、事業所が申し出を行った場合。

(2) 利用者からの退居の申し出（契約即時解除）

契約の有効期間内であっても、利用者からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 利用者が入院された場合。
- ④ 施設もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合。
- ⑤ 施設もしくは職員が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 施設もしくは職員が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとれない場合。

(3) 施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、施設から退居していただくことがあります。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ② 利用者が故意または過失により本施設および従事者に対し身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ③ 契約時の甲の健康状態についての健康情報に重大な記載漏れが認められた場合。
- ④ 利用者が他の介護保健施設に入所した場合。

(4) 円滑な退居のための援助

利用者が当施設を退居する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、退居のための援助に努めます。

(5) 退居の際のクリーニング費用

利用者が退居したあと、居室および空調機器のクリーニングを行います。その際、クリーニング業者より清掃費用として40,000円前後お支払いいただきます。清掃費用はクリーニング業者が居室を確認し、利用者が退居されたあとに御見積書・御請求書を発行いたします。（短期利用は不要）

※汚染・傷の具合により清掃費用は変わります。

※故意に傷がつけられた際は別途費用がかかります。

11. 非常災害対策

防火設備	スプリンクラー、非常階段、防火扉、消火栓、誘導灯、自動火災報知設備、煙感知装置等
防火訓練	消防署と連携して年2回実施します。（内1回は夜間を想定し実施）

12. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を届出用紙に記入し申し出て下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
禁煙・飲酒	全館禁煙です。飲酒は原則としてできません。（職員にご相談下さい）
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
現金等の管理	施設へは、現金・貴重品は持ち込まないようにして下さい。 ただし、施設の管理の元において、必要最低限の金銭をお預かりする場合はこの限りではありません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

13. 緊急時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対し、必要と認める場合、協力医療機関、又は協力歯科医療機関での診療・往診を依頼することがあります。
- (2) 事業所は、利用者に対し、事業所における共同生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (3) 事業所は、入居中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び利用者代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

14. 記録

当事業者は、利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供した日から5年間は保管します。

当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

15. 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合に限り身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の主治医が判断をし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載するようにします。なお、利用者本人、家族に対し身体拘束の内容、理由、拘束の時間、期間等を説明し理解を得るよう努めます。

16. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

17. 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を 従業者との雇用契約の内容とします。

18. サービス提供に関する相談・苦情について

- (1) 利用者等からの相談又は苦情に対する常設の窓口、担当者の設置
 - ・介護サービス利用者等のサービスに関する苦情・相談等を処理する窓口を設置し、担当者を設ける。又、担当者不在の場合には連絡を取り、確実に引き継ぐ体制をとることとします。
- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・苦情相談があった場合、状況を詳細に把握するための事情聴取、調査を実施します。
 - ・担当者は調査の結果、改善すべき事項について検討、実施します。
 - ・相談者に対して、調査結果等、対応方法を含め結果の報告を行います。
- (3) その他の参考事項
 - ・乙において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力を得て、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処します。
- (4) 事故発生時の対応
 - ・乙が、甲に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - ・乙が甲に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

【施設窓口】 医療法人歓喜会 つじ れいんぼう ホーム	所在地 : 大阪市天王寺区生玉前町 3 番 27 号 T E L : 06-6776-1260 受付時間 : 毎日 9:00~17:00 担当責任者 : 米倉 浩二 (管理者) 加藤 典子 (計画作成担当者) 医療法人歓喜会 本部 T E L : 06-6775-3751
【公的な苦情申出口】 大阪市福祉局介護保険課 (指定・指導グループ)	所在地 : 大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 号 T E L : 06-6241-6310 受付時間 : 月曜~金曜日 9:00~17:30
利用者の居宅がある区の 介護保険担当	所在地 : 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号 T E L : 06-6774-9859 受付時間 : 月曜~金曜日 9:00~17:30
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 : 大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F N ビル 5F T E L : 06-6649-5418 受付時間 : 月曜~金曜日 9:00~17:00

19. 賠償責任

サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

20. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 米倉 浩二
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果にゆいて従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、速やかな解決につなげるよう努める。

21. 利用約款に定めない事項の概要

この約款に定められていない事項は、介護保険法令他所諸法令に定めるところ

により、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

22. 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

指定認知症対応共同生活介護[指定介護予防認知症共同生活介護]に関する活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるように設置します。

(2) 委員の構成：地域の住民・民生委員・入居者家族・入居者・包括職員 施設職員

(3) 開催時期：おおむね2ヵ月に1回開催します。

23. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	2023年8月21日
【第三者評価機関名】	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
【評価結果の開示状況】	WAM NETに記載

24. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、エレベーター前、閲覧ファイル内に文書にて公開しています。Webでは、介護サービス情報公開公表システムで閲覧いただけます

25. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催する体制作りの整備に努めます。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所	所在地	大阪市天王寺区生玉前町3番27号
	法人名	医療法人 歓喜会
	代表者氏名	理事長 辻 卓司
	施設名	つじ れいんぼうホーム
	説明者氏名	㊟

*私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定認知症（短期利用）対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症（短期利用）対応型共同生活介護〕サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟
	利用者との関係	

身元引受人 連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
	利用者との関係	

令和7年7月改定